

別紙2 森林経営管理制度に基づく意向調査対象森林

地区	林 班											
金野	1	2	9	10	11							
高町	3	9										
稲伏戸	3	4										
三耕地	4	5	6	7	8	19	20					
平島田	15	17	18									
柿野	8	15										
万場	11											
唐笠	12	13										
黒見	13	14										
明島	14	15	16									
左京	17	18	19									
田本	23	24	25	26	27	32	33					
梨久保	21	22	33	34	41							
大畑	27	31										
温田	28	31										
我科	29	30										
漆平野	46	47	48	49	50	51	52	69	70	71	72	
栃城	53	55	63									
門島	14	16										
川端	35	36	37	39	41							

別紙2-2 年度別意向調査実施予定

年度	対象林班										対象集落	
2020	29	30										我科
2021	46	47	48	49	50	51	52	69	70	71	72	漆平野
	53	55	63									栃城
2022	27	28	31									大畑、温田
2023	17	18	19	23	24	25	26	27	32	33		左京、田本
2024	21	22	33	34	41							梨久保
2025	14	15	16									明島、門島
2026	12	13	14									黒見、唐笠
2027	8	15	17	18								柿野、平島田
2028	1	2	3	9	10	11						金野、万場
2029	3	4	9									高町、稲伏戸
2030	4	5	6	7	8	19	20					三耕地
2031	39	41										川端

※ 意向調査の実施順位の考え方

①南地区から行う

北地区では、森林組合により三耕地団地（～R元年度終了）と高町団地（～R4年度）で森林経営計画樹立済みである。森林事業計画が遅れている南地区の実施を優先。

②森林経営計画のない地区優先

南地区の中で、森林経営計画のある洞所団地・三耕地団地のある田本・梨久保は実施順位を下げる。北地区の中で、森林経営計画のある高町団地・三耕地団地は実施順位を下げる。

③川端は最終順位

人命・ライフライン保全を優先し、現在村民の住んでいない川端は最終順位とする。

④意向調査実施集落数

意向調査は令和15年度（2033年）までを目安に終了する必要がある。意向調査と並行して行う業務（経営管理権の設定等）も鑑み、年間2集落の調査を基本として実施。

⑤その他

効果的な防災減災のため、緊急性のある集落・森林等がある場合は、必要に応じて優先順位の変更を行うものとする。